

1 事業名

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部改正

2 事業の概要

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、複数の建築物が関連する場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請の審査に係る手数料を定める必要が生じたため、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表
- ・所沢市建築・開発関係手数料条例の一部改正の概要

新

旧

議案第 1 1 3 号 所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例

別表第 9 (第 2 条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

項	区分	金額
略		
3	法第 2 9 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 (4 の項に規定する審査を除く。)	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 (1)~(4) 略
略		
5	法第 3 1 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 (6 の項に規定する審査を除く。)	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、3 の項金額の欄に定める額とする。 (1)~(4) 略
略		

別表第 9 (第 2 条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

項	区分	金額
略		
3	法第 2 9 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 (4 の項に規定する審査を除く。)	次に掲げる額を合算して得た金額 (1)~(4) 略
略		
5	法第 3 1 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 (6 の項に規定する審査を除く。)	次に掲げる額を合算して得た金額 (1)~(4) 略
略		

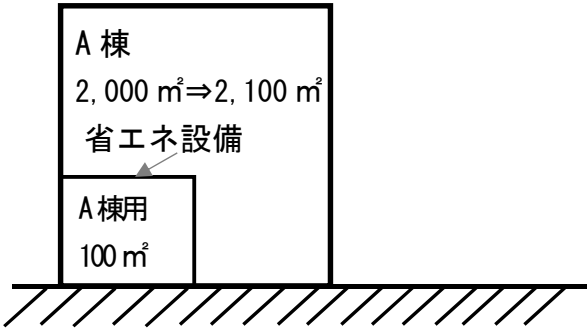
所沢市建築・開発関係手数料条例の一部改正の概要

建築物エネルギー消費性能向上計画認定（容積率特例）の対象の拡大

【 制度改正前・後の解説図 】

○複数の住宅・建築物の連携による省エネ性能向上の取組について、容積率の特例を拡充する。

□改正前



◆省エネ設備部分の容積率の特例対象

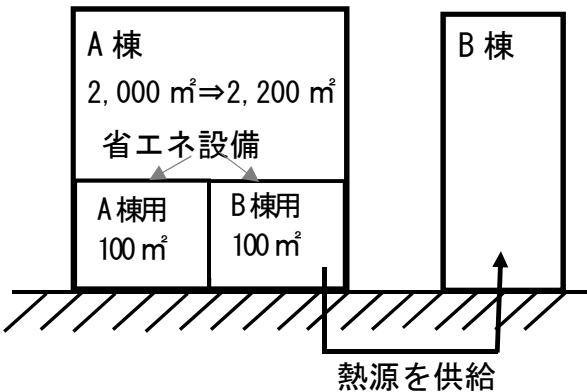
(特例) 省エネ設備部分の床面積が延床面積に不算入
※1棟ごとに省エネ設備を設置する場合に限る。

(参考例)

A棟の敷地面積が1,000 m²で容積率200%の場合、
1,000 m²×200%=2,000 m²が本来建築可能な床面積
のところ、上記特例により100 m²が不算入となり、実
質2,100 m²までの床面積の建築が可能



□改正後（特例制度の拡充）



(特例制度の拡充)

※複数棟の省エネ設備を1棟に集約して設置する
場合も対象として認める。

(参考例)

上記例A棟に、B棟用省エネ設備を集約して設置す
る場合、その対象床面積を加算した200 m²が不算入
となり、実質2,200 m²までの床面積の建築が可能

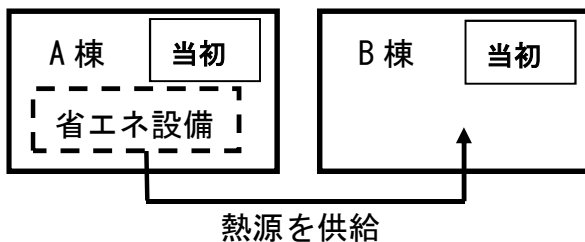
※省エネ設備とは、高効率の省エネ設備

(コージェネレーション設備等) をいう。

【 手数料条例の改正の解説図 】

○対象の拡大に伴い、複数建築物を対象とする場合の手数料について整備する。

ケース1 複数建築物の認定（別表第9、3の項） ※当初申請で複数建築物がある場合



(手数料の算定例：床面積 300 m²以上)

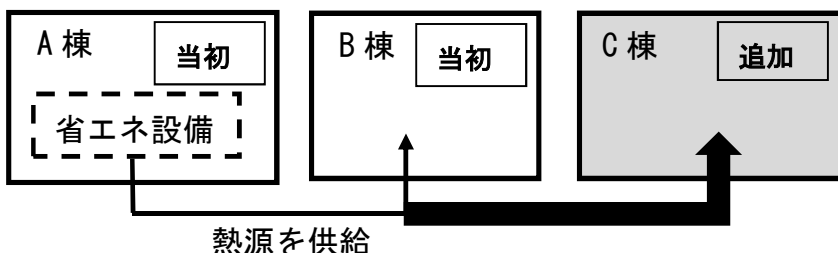
A棟の手数料+B棟の手数料

=31,000円+31,000円=62,000円

※各建築物の床面積に応じた手数料を合算

ケース2 複数建築物の認定後に他の建築物を追加する変更認定

(別表第9、5の項ただし書)



(手数料の算定例：床面積
300 m²以上)

C棟の手数料=31,000円

※当初認定に追加される建築
物の床面積に応じた手数料